

令和5年度就労的活動支援事業（モデル事業） 業務委託に係る質問への回答

		質問	回答
要領3-1	実務実施体制について	照査担当者は、どのような役割を担うのでしょうか。また、社外の人に依頼してもよいでしょうか。	照査担当者は、業務の進捗管理を行い、仕様の通り事業が執行されているかの確認を行う役割を負います。 上記が確実に執行されるのであれば、所属は問いませんが、その場合には、所属・役職欄に会社名まで記載してください。
要領3-2	予定従事者の業務経歴等について	過去10年間の業務経歴について、弊社スタッフが前職もしくは副業で関わった事業について、本事業に関連するものは記載してもよいでしょうか。	記載可能です。
要領3-2	予定従事者の業務経歴等について	要領-3-2を作成するのは、管理者と担当者のみでしょうか（照査担当者も記載は必要ですか）	管理者と担当者のみです。
要領4	業務の実施方針について	業務（2）「マッチングツールの検討・活用」について、必要最低限、マッチングツールが担うべき機能や場面はどのようなものを想定していますでしょうか。（例えば、ツールを通じてマッチングすることを必須とするのか、マッチングをより効果的に進めるためのツールとして、既存SNSのグループ機能やオープンチャット機能を活用することは対象に含まれるのか、想定があれば教えてください。）また、マッチングツールにおけるマッチング実績について、受託者はどの程度把握する必要がありますか。	マッチングツールは、「就労的活動への参加を希望する本人のニーズ」と「切出しを行った企業や地域団体等の活動」とをマッチングする際に使用することを想定しています。 一方で、マッチングをより効果的に進めるためのツールとして、既存SNSのグループ機能やオープンチャット機能を活用することを否定するものでもありません。 本事業の実施にあたり、より効果的と思われるマッチング手段をご提案ください。 なお、使用するツールそのもののマッチング実績については、受託者が本事業の実施に当たり必要と思われる範囲で把握すれば足りるものと考えますが、想定参加者数の利用に耐えられるサーバーを有することが必要です。
要領5	業務の実施方針について	業務（6）「マッチング支援」について、本人の希望に応じて区外の活動もマッチング先の対象として含めて問題ないでしょうか。（西区・金沢区相互であればOK／横浜市内まではOK／範囲の限定はない（神奈川県外も可）など）	範囲の制限はありません。
要領6	業務の実施方針について	業務（8）「報告書の作成」について、横浜市としてどのような内容を成果として求めているか、教えてください。	業務説明資料(1)～(6)の実施内容、結果、振り返り、課題等を報告書としてまとめ、令和6年度以降の本事業の実施にあたっての課題整理や現状分析が可能となる内容とすることを求めています。